

2021年度

事業報告

2021年 4月 1日から

2022年 3月31日まで

公益財団法人 神林留学生奨学会

1. 事業活動

(1) 外国人留学生奨学金支給事業／活動、研究への助成事業

①2021年4月19日(月)

選考・審査委員会を書面による決議で開催し、2021年度奨学生として、大学院生18名の採用を決定（継続採用9名を含む）。同研究助成12件の採用を決定（資料1-2を参照）。

②2021年5月6日(木)

採用者および大学宛に採用通知発送。研究助成採用通知発送。

③2021年11月28日(日)

2021年度研究助成の追加申請に対し、選考・審査委員会を書面による決議で開催し、1名の採用を決定（資料1-2の研究助成NO.4）

④2021年 4月1日(木)～2022年 3月31日(木)

2021年度奨学生18名（そのうち、3名は半年間、1名は途中で辞退を申し出たことにより7ヵ月間）に対し、各13万円を月々支給（但し、4・5月分は5月に支給）〔小計：2,509万円〕。そのほか、コロナ禍の特別援助金を5月26日(水)に各10万円（18名）、11月15日(月)に各20万円（辞退者を除く17名）支給〔小計：520万円〕【総額：3,029万円】。2021年度研究助成13件（12月に追加採用された1件を含む）に対し、1件は5月にのみ50万円、2件は11月にのみ50万円、追加採用の1件は12月にのみ50万円を支給。残り9件に対しては5月に各50万円、11月に残りの各50万円を支給。【総額：1,100万円】。

⑤2022年1月11日(火)

2022年度募集書類（推薦依頼）を指定大学（35校）宛に発送。

(2) 奨学生に対する主な奨学支援事業【総額：266,180円】

①2021年5月22日(土)

「2021年度奨学生採用式」を5月22日(土)に上野精養軒で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止とした。

②2021年9月30日(木)

奨学生の「エッセイ、小論文」、研究助成者の「研究中間報告」の提出締切。奨学生の、日本と自国に対する思いや留学での関心事、研究内容等を把握する上で大変役立つ。同時に、生活指導の資料として貴重なものとなった。役員の方々にも奨学生の小論文のコピーを郵送した。

③2021年9月30日(木)【支出合計額：10,000円】

9月に卒業する学生1名に対し、卒業祝いの図書カードを送る。

④2021年12月【支出合計額：69,780円】

年末交流会を12月4日(土)に上野精養軒で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止とした。研究助成対象者を含む学生20名に対して、例年年末交流会で配るアンデルセンのクッキーを購入して郵送した。

⑤2022年2月

奨学生に対し、卒業の可否、次年度の進級・進路予定等の確認を行った。

⑥2022年3月【支出合計額：90,000円】

3月16日(水)に開催を予定していた「2021年度研究報告会・送別会」が新型コロナウイルスの感染防止により中止となったため、卒業者9名(修士3名、博士6名)に対して例年お祝いとして手渡していた図書カードを郵送した。また、奨学生と研究助成者には研究報告書を提出してもらった。

⑦奨学生に日本、アジアの文化芸術を学んでいただく目的で、次のイベントを企画した。

1) 2021年7月27日(火)

「外国人のための歌舞伎鑑賞教室」(於、国立劇場小劇場)。新型コロナウイルス感染防止のため、参加を中止した。

2) 2021年10月21日(木)

「外国人のための能楽鑑賞教室」(於、国立能楽堂)。新型コロナウイルス感染防止のため参加を中止した。

3) 2021年12月14日(火)【支出合計額：32,400円】

「外国人のための文楽鑑賞教室」(於、国立劇場小劇場)。学生16名が参加し、文楽「新版歌祭文」を鑑賞した。

4) 2022年3月24日(木)【支出合計額：64,000円】

奨学生の陳金さんが小澤征爾音楽塾のオーケストラにバイオリン奏者として参加し、オペラ「こうもり」を上演したので、理事長夫妻と加茂が鑑賞した。

(3) その他

①新型コロナウイルス感染防止のため、2021年4月の選考・審査委員会、理事会、5月の評議員会、11月の選考・審査委員会、理事会、2022年3月の理事会、評議員会を持ち回りにして、書面決議を行った。

②神林留学生奨学会美術コンクールについては、新型コロナウイルス感染症の世

界的流行に伴い、奨学会の諸行事が中止されるなど、対面での行事進行に大きな影響があり、本事業についても、もっとも重要な準備の活動が制約されたため実施時期を延期することにした。この件につき、理事会、評議員会において書面決議（「保有する特定費用準備資金」の再訂正について）を行った。

2. 附属明細書について

2021年度の事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上